

重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人双葉会
事業者の所在地	佐賀県唐津市浜玉町浜崎 3 9 2 番地 2
事業者の連絡先	佐賀県唐津市浜玉町浜崎 8 8 0 番地
代表者氏名	理事長 常吉 弘康

(2) 施設の概要

種別	保育所							
名称	双葉保育園							
所在地	佐賀県唐津市浜玉町浜崎 3 9 2 番地 2							
連絡先	(電話番号) 0 9 5 5 - 5 6 - 8 3 8 5 (FAX番号) 0 9 5 5 - 5 6 - 7 0 7 4							
施設長氏名	久賀 永雄							
開設年月日	昭和 45 年 9 月 1 日							
利用定員	(2号)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	(3号)	11人	47人		92人			150人
当園の基本理念・方針	<p><u>保育の理念</u></p> <p>児童福祉法に基づき保育を必要とする乳幼児の保育を行うが、保育実践においては利用乳幼児の人権や人格を尊重し、利用乳幼児の最善の利益のために保護者や地域社会と連携して乳幼児福祉を積極的に増進し、あわせて地域における家庭支援を行う。</p> <p>なお、乳幼児福祉を積極的に進めるために職員は、豊かな愛情を持って関わり、利用乳幼児の処遇向上のための知識、技術及び判断を備え、また、家庭支援のために常に人間性と専門性の向上に努めるものである。</p> <p><u>保育の基本方針</u></p> <ol style="list-style-type: none">1. 養護と教育が一体となった豊かな人間性を持った利用乳幼児を育成する。2. 利用乳幼児が健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できる環境を整えることにより、健全な心身の発達を図る。3. 家庭や地域社会との連携を図り、利用乳幼児の保護者に対する支援や地域の子育て家庭に対する支援等社会的役割を果たす。							

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	2 8 8 9 . 8 0 m ²
	園庭	1 2 7 8 . 4 7 m ²
園舎	構造	鉄骨造陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき2階建
	延べ	1 1 5 5 . 6 0 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	2 室	バラ組：0歳児クラス、1歳児クラス)
保育室	5 室	赤組：2歳児クラス、黄組、白組、桃組：3・4歳児クラス、青組：5歳児クラス
遊戯室	1 室	
なかよしルーム	1 室	子育て支援センター
事務室	1 室	
調理室	1 室	

(5) 職員体制 (平成30年 4月 1日 現在)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1 人	1 人	人	
副園長	1 人	1 人	人	
主任保育士	1 人	1 人	人	
保育士	2 5 人	1 6 人	9 人	
看護師	1 人	1 人	人	
保育補助員	1 人	1 人	人	子育て支援拠点事業
栄養士	1 人	1 人	人	
調理員	3 人	1 人	2 人	
事務職員等	2 人	1 人	1 人	事務職員、用務員

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前 7時00分～午後 6時00分（11時間）
	保育短時間	午前 8時00分～午後 4時00分（8時間）
延長保育	保育標準時間	朝： 時～ 時 夕： 6時～ 7時
	保育短時間	朝： 7時～ 8時 夕： 4時～ 6時
開所時間	月～金曜日	午前 7時00分～午後 7時00分
	土曜日	午前 7時00分～午後 7時00分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

(7) 利用料等

利用者負担（月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）		
上乗せ徴収			
実費徴収	3歳児月間絵本	1月当たり	410円
	4歳児月間絵本	1月当たり	430円
	5歳児月間絵本	1月当たり	420円
その他	双葉保育園後援会費	1月当たり	80円

※絵本代、会費等は、集金袋への領収印をもって領収証に代えさせていただきます。

(8) 提供する特定教育・保育の内容

- 子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利

用乳幼児の心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

- ・ その他保育に係る（９）の行事等を提供します。
- ・ やむを得ない理由により、保育が必要な場合は、（６）の延長保育の時間帯の範囲で時間外保育を提供します。
- ・ 家庭において、病気や出産、家族の看護等で保育を受けることが困難な乳幼児を、園において一時的に保育を実施します。
- ・ 利用乳幼児の年齢に応じ、以下の時間に食事の提供をします。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時15分頃	15時頃	
3歳児		11時45分頃	15時頃	
4歳児		11時45分頃	15時頃	
5歳児		11時45分頃	15時頃	

献立表は毎月別途にお知らせします。

食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

（９）年間行事予定

月	行事内容
4月	入園式、園医検診、歯牙検診、検尿
5月	子どもの日の集い、花祭り、一緒に出掛けよう（青組と民生委員）、交通安全教室
6月	育児講座、浜崎小学校一年生との交流会（青組）
7月	七夕会、双葉子ども夏まつり
8月	こどもの音楽会（ゾリスティン・ドライエック）
9月	祖父母との交流会、お月見団子づくり（青組）
10月	運動会、うどんを作って食べよう（青組と民生委員）、卒園児旅行、園医検診
11月	交通安全教室、火災予防教室、歩け歩け遠足（青組）
12月	ゆうぎ会、成道会、歯科検診、ケーキづくり（青組）、もちつき会
1月	卒園記念写真撮影、親子で作ってあそぼう、ゲームして楽しもう、お店屋さんごっこ ケーキづくり（青組）
2月	豆まき、涅槃会、育児講座（保育参加）、なわとびであそぼう（黄・白・桃・青組）

3月	ひなまつり会、卒園式
----	------------

(10) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

利用者の決定	市が行う利用調整による
退園理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） ・ 保護者から退園の申出があったとき ・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき ・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登園は9時20分までをお願いします。 ・ 当日に欠席、又は登園が遅れる場合は9時20分まで電話でご連絡ください。 ・ お迎えが遅れたり、保護者以外のお迎えの場合は16時00分までに電話でご連絡ください。 ・ 熱が医師へ診察を希望される発熱度の場合は登園を控えてください。また、登園後に医師へ診察を希望される発熱度を越えた場合には、お迎えの連絡をさせていただきます。 ・ 感染症の病気が治ってから登園する場合は、医師の診断を受けたうえで、登園許可証明申請書により医師の証明書を提出していただきます。 ・ 利用幼児への与薬は保護者により行うべきものですが、園に保護者が来園できず、医師の処方上やむを得ない場合に、保護者からの「お薬依頼書」に基づき保護者の責任のもとに、職員が保護者に代わって与薬を行うことができます。なお、座薬は取り扱いできません。

(11) 嘱託医

医療機関の名称	桑原医院
医院長名	桑原 武文
所在地	唐津市浜玉町浜崎1067-1

電話番号	56-8761
------	---------

(12) 嘱託歯科医

医療機関の名称	井上歯科医院
医院長名	井上 敏
所在地	唐津市浜玉町浜崎837-1
電話番号	56-6043

(13) 緊急時における対応方法

特定保育・保育の提供中、利用乳幼児に体調の急変などがあった場合、すみやかに利用乳幼児の保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行うなどの等の必要な措置を講じます。

【管轄する消防署】

消防署名	唐津市消防署東部分署
所在地	唐津市浜玉町南山2730-2
電話番号	56-8142

【管轄する警察署】

警察署名	唐津警察署
所在地	唐津市二夕子3-1-5
電話番号	72-2102

(14) 非常災害対策

防火管理者	園長 久賀永雄
消防計画(変更)届出年月日	平成27年4月14日
避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月1回実施します。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知機、避難ハッチを備えています。
避難場所	保育園南側のオカモトバイク駐車場
緊急時の連絡手段	電話、専用メール、専用ホームページでの情報提供

(15) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	佐伯みどり	主任保育士
相談・苦情解決責任者	久賀 永雄	園長
第三者委員	内山 恵子	56-XXXX
		前唐津市主任児童委員
	吉村 悦子	56-XXXX
		現唐津市主任児童委員

【要望・苦情等への対応方法】

要望・苦情を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。

(16) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	園賠償責任保険
保険の内容	園に賠償責任が発生した場合の補償
保険金額	1事故につき最大10億円、1名につき最大10億円

(17) 個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供に当たって職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

(18) その他保護者に説明すべき事項

- ・ 当園の敷地内はすべて禁煙です。
- ・ 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。